

会

議

午前 10 時 0 分開議

○議長（竹内清二君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

-----  
委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 日程により、過日それぞれの常任委員会に付託いたしました議第74号 土地の処分について、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について、議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置について、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）、議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）、議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）、議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上21件を一括議題といたします。

これより、各常任委員会から所管の委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、橋本智洋君の報告を求めます。

3 番 橋本智洋君。

〔産業厚生委員長 橋本智洋君登壇〕

○産業厚生委員長（橋本智洋君） 皆様、改めましておはようございます。

産業厚生委員会審査報告書。

本委員会に付託されました議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

1．議案の名称。

- 1) 議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。
- 2) 議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について。
- 3) 議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。
- 4) 議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。
- 5) 議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）。
- 6) 議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。
- 7) 議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。
- 8) 議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）。
- 9) 議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）。

2．審査の経過。

12月11日、第2委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より長谷川上下水道課長、樋口産業振興課長、日吉市民保健課長、鈴木環境対策課長、永井観光交流課長、白井建設課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言の要旨は会議録記載のとおりである。

3．決定及びその理由。

- 1) 議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 2) 議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

- 3) 議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(竹内清二君) ただいまの産業厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(竹内清二君) 質疑はないものと認めます。

これをもって産業厚生委員長に対する質疑を終わります。

次に、総務文教委員長、進士為雄君の報告を求めます。

1番 進士為雄君。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長(進士為雄君) 総務文教委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり議決すべきものと決定したので報告いたします。

１．議案の名称。

- １）議第74号 土地の処分について。
- ２）議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。
- ３）議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置について。
- ４）議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）。
- ５）議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）。
- ６）議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）。
- ７）議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）。
- ８）議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）。
- ９）議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 10）議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 11）議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 12）議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。
- 13）議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）（本委員会付託事項）。
- 14）議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（人件費）。
- 15）議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）（人件費）。
- 16）議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（人件費）。
- 17）議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（人件費）。
- 18）議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）（人件費）。

２．審査の経過。

12月11日、第１委員会室において、議案審査のため委員会を開催し、市当局より黒田統合政策課長、土屋学校教育課長、井上総務課長、土屋福祉事務所長、須田議会事務局長、佐々木税務課長、高野防災安全課長、河井監査委員事務局長、土屋生涯学習課長の出席を求め、それぞれの説明を聴取の上、慎重に審査を行った。

なお、委員会での各委員の質疑等の発言要旨は会議録記載のとおりである。

３．決定及びその理由。

1) 議第74号 土地の処分について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

2) 議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

3) 議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

4) 議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について(東伊豆町)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

5) 議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について(河津町)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

6) 議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について(南伊豆町)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

7) 議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について(松崎町)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

8) 議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について(西伊豆町)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

9) 議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

10) 議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

11) 議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

12) 議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

13) 議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算(第7号)(本委員会付託事項)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

14) 議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

15) 議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算(第4号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

16) 議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

17) 議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

18) 議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)(人件費)。

決定、原案可決。

理由、やむを得ないものと認めた。

以上でございます。

○議長(竹内清二君) ただいまの総務文教委員長の報告に対し、質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○ 13番（沢登英信君） 議第77号の質問はしてよろしいですか、今の。

教育アドバイザーの件であります、29年2月に賀茂地区の教育振興方針というような形で既に実施がされているということでございますが、この方は1名だろうと思うんですが、この下田から西伊豆町まで伊豆半島全域の小・中学校、幼稚園、保育園、あるいは民間の幼稚園、保育園も回るということになりますと、どんな日程で指導に入るのかと。どだい、この方の守備範囲というのは、この中で何校のところに指導に行くことになるのかということは審議されたかどうかお尋ねをしたいと思います。

そして、わずかの、恐らく数人が1人じゃないかと思うんですが、そういう方が画一的に指導に入るというようなことになると、まさに型にはめる指導になっていくという心配があるわけですが、そういうものがそういうことにならないという保証はどこにあるのかと。そういう質問を一般質問でさせていただきましたけれども、そこら辺の議論はどのようになされたのかお尋ねをしたいと思います。

それから、84号も全体も続けて質問してよろしいのでしょうか。

じゃ、84号の再任用の問題についてもお尋ねをしたいと思います。

これは、現在、短時間の任用についての適用はないので、それをつくっておくんだと、ということでございますが、実態的には、働く人の側からこういうものをつくってくれというような要望は、私はないんじゃないかと思うんですが、そういう要望があったかのような議論がなされていますが、そういう要望があったのかと。現実に短期の、週4日ですが、等々の勤務を望むか望まないかというのは、全く当局のほうの都合というんでしょうか、使用勝手にこの制度ができていると、こういうぐあいに思うわけです。

現状の時代の流れは、こんな短時間で同じ仕事を、正規だとか短時間だとかパートだとかというようなことではなくて、きちっと同じような賃金の保障をしていくと、同じような立場でお互いに議論ができるような形で進めていくということが必要だと思うわけです。そういうことになれば、それは再雇用ではなくて、この状態の中では、少子高齢化の社会ですから、退職年齢を引き延ばしていくということこそ本筋ではないかと思いますが、そこら辺の議論がどうなされたのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、88号の一般会計のほうもよろしいのでしょうか、あわせて。

この中で、庁舎の建設の予算が出されていまして、150万ほどですか……

○議長（竹内清二君） 沢登議員、マイクを近づけてのご発言をお願いします。

- 13番（沢登英信君） 予算書の21ページを見ますと、基金繰入金でマイナス150万円の繰入金がなされておりますが、これは基本設計にかかわるものが一定確定したということであろうと思いますが、この金額はどういう事情でこの金額で出てきたのかと。

そして、この建設に絡んで、実は12月10日の議会が、9日でしたか、終わった後かと思うんですが、10日付の下総席第202号という文書をいただきました。この文書を見ますと、やはり新庁舎にかかわることについての文書でありまして、もう済んだことを繰り返すような形の文書になっていまして、本当に市民のための庁舎を建てようという気持ちが当局の中にあるのかと、こういう感じを抱かざるを得ませんでした。それぞれの委員の皆さんも、こういうものが市長のほうから、市長はそばにいたにもかかわらず、市長は渡しに来ずに職員が渡しに来ると、こういうことで、後ほど市長ともお話をしたいと思っているんですけども、これらについて各委員どのようにお考えなのかと。委員長としてこういう問題を取り上げて、そこで議論されたかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、防災監の課題でございますが、105万6,000円の防災監の措置をするということでございますが、これはどういう事情でこういう予算措置がされたのか、この防災監が委員会の中でどういう審議をされたのか、詳しくお尋ねをしたいと。何か予算措置される前に、既に9月13日に決定をされて、11月5日には当事者の研修も終わったとかというお話もちょっと聞きましたけれども、どういう事態になっているのかと。

やはり防災監といいますと、下田の市民の生命、財産、災害が起きたときにどういうぐあいに対応するかと、あるいは災害が起きる前にどう対処してそれを食い止めるかと、こういうことにかかわる方だと思うわけです。私の記憶ですと、平成12年7月、総務課長の渡辺優さんが、池谷市長のときに初めて防災監になられて、それは総務課に防災課、消防の関係の仕事があったから彼が兼ねたと。2011の、例の平成23年のあの震災、東北の津波のときにも、市民課の峯岸課長がNHKやいろんなところに出て、一生懸命頑張ると。これも市民課長と防災監を兼ねると。現在も防災課ができて、防災課と課長が兼ねていると。こういう状態の中で、どこに具体的な不都合があって防災監を設定しなければならないのかという点を明らかにしていただきたい。そういう議論もされたと思いますので、そこら辺はどういう議論がされたのか。

そして、やはり採用するということになれば、任期付のものといって面接だけでいいということにはなっているようではありますが、やはり広く能力のある方を公に公募して、その中で面接して最良の人を選ぶと、こういうシステムが必要だろうと思うんですが、現在のこの

システムを、私なりにいただいた資料を読み解きますと、平成27年に防衛省、特に自衛隊の若くして退職する方々の次の就職口として、この防災アドバイザーという制度があるんだと。そして、2分の1の交付税、年間340万円交付税が来るよと、こういうことが資料に書いてあるようでございますけれども、やはり市長の絡みでただ単にこの方が来るということではなくて、やはり防災関係では、日常的に扱っているのは防災課長、防災課の職員もそうですし、消防署の職員もそうですし、県の防災課の危機管理や防災監も県にいらっしゃると。そういう人たちの退職された人や、そういう資格を持っている人たちもいるということを考えれば、公募、公にどうでしょうと人材を募って、市長が推薦された方が一番ふさわしい人であればその人を選ぶと、こういう手続をとるべきであって、どう考えてもそれは一方的に、市長の顔と言っては失礼ですけれども、つながりの中で選ばれるというようなことがあったら、これはもうとんでもないことだと私は思うわけです、そんな選び方をしたとすれば。そういう疑問を持たざるを得ないような経過が私はあるんじゃないかと思うんですけれども、どんな審議がされたのかと。

そういうことと言えば、大切な仕事ですので、防災監はどのような仕事をするのかと。そして、全体にわたる防災のことですから、とても1人ではできないわけです。県も危機管理室と防災管理室とかと別個にして、スタッフもちゃんというわけですよ、防災監のスタッフが。そこら辺もどうするのかというようなことが議論されているのかと。1月からその方に来てもらって、その人の一緒に仕事をする職員はどなたなんだと。どういう体制でこの方が下田の防災に責任を持っていただくのかと。5年間の間でどういうことを目指してその方に努力してもらうのかと。こういう展望が明らかになっていない以上、そういうことがしかも明らかになっているだけじゃなくて、市民や議員に説明なくして明日から、1月4日ですか、5日からこの人を雇うんですよというのは、余りにも市政の運営が乱暴過ぎると僕は思うわけです。これはやはり、当局にそういう枠組みをきっちり体制をとっていただいて、予算の執行をしていただくということが最低必要じゃないかと思うわけです。

そう思いますので、その点の議論がどのようになされたのか詳しくご報告をいただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） たくさんあって漏れるかもわかりませんから、また指摘してください。

議第77号の教育アドバイザーについてですけれども、以前、昨年度までは県の方のほうでやっていただいたということの中の実績、ちょっと今ここに実績の表が、あれがないんですが、実績の、例えば保育園とか幼稚園とか小学校とかそこに訪問して、何回行ったという数値を示して、また下田の要するに施設もどのくらい行ったかというような数値を示されまして説明をいただきました。

委員の中の質問の中で、やはり幼児教育についての必要性は必要だろうという中で、1人ではちょっと心もとないんじゃないかと。もう少し人を増やすべきだというような質問の中で、当局側からの説明ですと、この賀茂地域でやる中では、各自治体の中では温度差があるんだと。要するに、下田、南伊豆は積極的にアドバイザーを利用したいという考え方は持っているけれども、ほかのところはそこまで積極的な考え方は持っていないということで、その辺ではなかなか2人とか3人とかというのは難しいんじゃないかと。中には、やはり委員の中では、下田単独でやってもいいんじゃないかというような意見がありましたけれども、今までの流れの中でやっていこうということで、また必要であれば、要するに定期的に回るわけですけれども、要望によってはそこにも赴くというような話がありました。

そういう面では、画一的な指導というかな、そういうのを少し恐れるような今質問だったと思いますけれども、そういう意味合いで言ったのかどうか分かりませんが、議員の中では、やはり1人というより2人、3人の中で情報を交換しながらやっていったほうがいいんじゃないかというような意見もありましたけれども、先ほど言った自治体の中での温度差があるというところで、まずは去年と同じ形でやっていきたいというようなことだったというふうに思います。

次に、議第84号、再任用についての時間のことのご質問だったと思いますけれども、本会議でも示されている資料がありましたですね、水曜日が休みみたいな。ああいう資料に基づいて説明を受けたわけですが、どちらかというと、要するに今、年金が65歳まで段階的に遅くなるというのかな、支給が遅くなるような今段階になっていって、この再任用の中でその辺の補填をするような流れにあるというようなことの中で、必要性、そういう選択が、今言う毎日というものから水曜日休みだとかそういうものになってくるものについては、要するに選択が多くなるのでいいんじゃないかというような意見があったかと思います。それと、やはり再任用は経験豊富な、要するに役所に30年、40年いた経験豊富な方がいるので、やはりそういうものを積極的に使っていったらいいんじゃないかなというような意見があったかと思います。

次が、庁舎の基金150万については、これは繰入金を減額して起債額を増額し、基金取り崩し額が確定したことによるもので、組み替えみたいな話じゃなかったかと思うんですけども。

あとは、市長からの要するに公文書で皆さんの議員に渡したもののについての議論は、そこではされませんでした。

あと、防災監についてですけれども、防災監については何名かの方が質問ありまして、まずは、要するに突然出てきたということについてどのように考えているんだということで、当局のほうでは配慮が足りなかったというのでいくわけですが、やはりその辺について、例えば県の人事交流の大石課長だったり竹田参事については、前もって説明があったんじゃないかと。なぜ唐突にここで出てきたんだというような質問の中でも、やはり配慮が足りなかったの1点の要するに答えだったかなというふうに思います。

あと、自衛隊について、いつ頃からこういう話、自衛隊の人を招く要するに検討はいつ頃からかというのについては、7月11日頃から要望を上げていったということで、なかなか下田に来る人がいないという中で、関東のほうまで広げて希望者があったということで、9月4日に面接をやり、9月13日に採用を行ったというような説明を受けております。自衛隊ではなくて公募についてというような議論があったかないかということの質問があったかと思いますが、そのことについての質問はございませんでした。

あと何か漏れているところありますか。

〔「委員長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

- 総務文教委員長（進士為雄君） すみません。先ほどのアドバイザーの訪問状況ですが、賀茂郡で全体で106回、幼稚園については37回、保育園が5回、こども園が19回、小学校が30回、私立保育園が8回、その他の会議で7回という要するに内訳表がありまして、そのうち下田については、幼稚園が13回と保育園が3回、こども園が9回、小学校が14回と私立保育園が2回というような訪問状況が言われてありました。

それと、定年についての議論は、再任用のところではありませんでした。定年を延ばすべきだとかという今質問があったかと思いますが、その議論は出てきませんでした。

以上ですけれども。

- 議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。
- 13番（沢登英信君） 議第77号も議第84号も、やはり上から目線ではなくて、アドバイスを受ける側の立場、考えというのが、やはりきっちり把握していく必要があるんだろうと思

うんです。何回行ったということで、その方が頑張られているという実績はわかりましたけれども、しからば、下田で訪問を受けられた各園の園長さんや校長さんや、あるいは教室の先生は、このアドバイザーをどのように評価しているかと。ここをなくして、このアドバイザーが必要だとか必要でないとかというような議論は、なかなか成り立ちにくいんじゃないかと思うわけです。一方的に上から強制的にこうなさいということにそれではなりやすいんじゃないかと思いますので、そこら辺の評価は委員会として審議をされたのか、されないのか。そして、そういうアドバイザーが実際受ける側として必要ですよというような具体的な実例があったのか、なかったのか。再度お尋ねをしたいと思います。

そして、議第84号につきましては、当局の見解は、とりあえずこれに対象する人はないと、こういう見解であったと思います。そうでなければ、具体的にいつ頃からこの短期の再任用をどういう事情でしなければならないのかと。やはり屋上屋を重ねるような仕組みをつくるよりも、より単純にして、みんなが平等に、しかも働きやすいということであれば、そういう仕組みにしていくべきだと。そうなれば、やはり大もとの流れは定年制延長じゃないかと私は思うわけです。そこは質問じゃなくて意見ですから結構ですけれども。

それから、先ほど言ったように、防災アドバイザーを来ていただいて、その人が十分活躍できるような仕組み、役所の制度というのはどうできているのかということは、前もってチェックしなきゃならないと思うわけです、議会として。それをチェックしているのか、していないのかと。そういうものがないんだとすれば、そういうものを早急につくってもらって、できた時点で初めて予算を出して採用していただくと。こういうことが当然必要ではないかと思うんです。その人が1人来て、仕組みからその人がつくるんだなんていうようなことは、かえってあつれきを生んでしまって、防災監としての役目が果たせないということに私はなってしまうんじゃないかと思うんですけれども。

しかも、事あれば防災監というのは、本部が立ち上がって市長が本部長、副市長が副本部長、そして、実質この部門を具体的に指示し支える方が防災監ということになるんじゃないかと思いますけれども、そういう理解でいいのかと。その方をどういうぐあいに遇するんだと、その人にどういう実力を発揮してもらうんだということの議論なくしてこの予算を認めてしまうなんてことは、議会としてあってはならないことじゃないかと私はと思いますが、いかがでしょうか。どういう議論をされたんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

○総務文教委員長（進士為雄君） 議第77号の評価という点については、委員会の中で追加資料という形で私どももいただいているわけですが、その中に、訪問後の保育者とか幼稚園の先生方の要するにアンケートを出して、その中でいろいろな評価をいただいております。全ていい評価の部分が多いわけですが、よかったよと。例えば、視点がわかりやすく、保育や指導計画、週日案、指導案の書き方の参考になりましたとか、いろいろ一つ一つ細かくアンケートの中で答えていただいております。その中では要するに高評価というふうに捉えております。これは後からまたコピーで見いただければというふうに思います。ですから、そういう面では、評価についてはおおむねよかったという評価をいただいている。それがあるからこそ、続けてやろうということになったんだらうというふうに思いますけれども。

あと、議第84号については意見だということであれですけれども、防災監についてのお話ですけれども、統合政策課のほうでは予算的な話とか、いわゆる突然出されたことについての配慮が足りなかったというような議論になったわけですが、防災安全課の課長との中では、31年度にいろいろな計画の要するに変わる時期に来ていると。地域防災計画とか津波避難計画とか土砂災害ハザードマップ、こういうものが31年度には変えていく時期に来ているので、こういうところをぜひともやっていただきたいというようなことです。

当然、防災監という職種についても、条例の中にたしか決められていたと思いますけれども、今ちょっと条例が……、ちょっと待ってください、ありました。分担の中で、防災監にあっては防災に関する事項を行うということがあって、課長等を補佐するという役割があるということの説明を受けております。ですから、そういう意味からすれば、防災課としては、いわゆる新年度にそういう計画をつくる時期で多忙になるというようなことの中で、必要性を訴えられたというふうに思います。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 防災監のことに限って進めたいと思いますが、地域防災マネジャーのこの制度だと。ですから、この制度を使って防災監ということのようですが、従来は、ですから別にこの制度は27年ぐらいにできたようですので、ずっと、今で言えば防災課長が防災監を兼ねると。何不都合なくこれで進められてきたと思うわけです。具体的にそうしますと分けなきゃならない不都合があったのかと。31年度にそういう計画があるからというのは後からつけたような理由であって、今の体制でそれができないなんてことは、僕はあ

り得ないと思うわけです。従来ずっとそういう形でやってきて、今日の2011年のプログラムアクションまでつくっているわけですから。

そういうことで見ますと、1つは、防衛省では平成16年度以降、退職後に防衛監を希望する若年定年する幹部自衛官に対し、就職援護施策として防災行政等に関する教育5週間を実施していますと、こういう記載がされていますけれども、この採用されようとしている方はどういう方で、何歳で、いつこういうものを受けたのかと。それから、採用する以前にこういう資格をこの方は持っていたのかと。面接は誰と誰がされたのかと。その決定はどのような経過を踏んで決定をしたのかと。当然そういうことは委員会としてお調べになって議論されていると思いますけれども、そこら辺をぜひ明らかにしていただきたいと。

そして今、委員長が言われました庶務規定や規則に定められている防災監、これは参事と同格に位置づけられています。したがって、課長の配下だと、防災課長の指示に従って仕事をする人だと、こういう規則上は仕組みになっていようかと思います。参事もそうですね。ところが、防災対策のこの機構図によりますと、それはもう課長の下じゃありませんよ、この図面でいきますと。課長の上ですよ。課長に指示する人ですよ、市長の命を受けて、本部長の命を受けて。地域防災計画をご覧くださいよ。

こういう矛盾がある中で、これらのものの仕組みをきっちり議論をしないで、ただ人さえ雇えばいいんだというような、こんな人の採用の仕方というのは、僕はもう一度検討し直すべき内容を含んでいると。そして、それを検討していただいて、こういうぐあいにしましたという結論を得て、この予算は出し直していただく内容であろうと思います。雇っちゃいかんと言っているわけじゃなくて、どういうわけでこういう人が必要なのかと、どういう体制を組んだらこの人が十分力を発揮することができるのか、よりよい下田市の防災が進むのかと。もう矛盾だらけじゃないですか、今の体制と。この防災の計画と、今言っている役所の仕組みの課長の配下だという。そこら辺をどのように議論されたんでしょうか。

○議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

○総務文教委員長（進士為雄君） 経過ですけれども、先ほど言った中で、9月4日に市長、副市長、統合政策課長、人事係長で面接を行ったと。それで、13日に採用決定通知を発送したと。その採用決定通知をもって防災マネジャーの研修に入るという流れだそうです。ですから、採用決定がないとその研修のほうに動く話じゃないので、採用決定者が要するに研修を受けるということで、その後研修を受けて11月5日に修了したと。50日ぐらいしたかな。50日ぐらい……

〔「５週間です」と呼ぶ者あり〕

- 総務文教委員長（進士為雄君） ５週間か。ごめんなさい、５週間の研修を受けて修了したということだそうです。５週間ね。

あと何でしたっけ。漏れはありますか。

〔発言する者あり〕

- 議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

３番 橋本智洋君。

- ３番（橋本智洋君） いいんですか、切っちゃって。

先ほども沢登議員もおっしゃっていましたが0860事業の防災監なんですけれども、これ４月、通常だと当初予算で４月に上がってくるんじゃないのかなと思ったんですが、１月からこれ雇うということで、何か理由があるのかなと思って。その辺の議論はありましたか。

- 議長（竹内清二君） 委員長、答弁を求めます。

〔総務文教委員長 進士為雄君登壇〕

- 総務文教委員長（進士為雄君） やはり議員がお尋ねになる４月からという質問もありました。そのことについて当局からの話は、先ほどの中で、４月から探していたけれども、なかなか見つからなかったと。それで範囲を広げて、関東まで広げて希望者を見つけたという経過があると。その中で、本人の意向の中では、自分が退官すると。自衛隊は何か誕生日で退官するのかな。そういうようなお話で、それからすぐにでも働きたいということの希望をとって採用したと。それは、やはりそれがかなわなければ、また見つけるのが大変だというような背景が後ろにあるのかなというふうに感じました。

以上です。

- 議長（竹内清二君） ３番 橋本智洋君。
- ３番（橋本智洋君） ありがとうございます。

では、チャンスを逃さなかったということで解釈していいでしょうかね。

〔発言する者あり〕

- 議長（竹内清二君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） これをもって総務文教委員長に対する質疑を終わります。

以上で委員長報告と質疑は終わりました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第74号 土地の処分についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第74号 土地の処分については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第75号 下田市総合福祉会館指定管理者の指定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第76号 加増野ポーレポーレ指定管理者の指定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第77号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町幼児教育アドバイザー共同設置については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第78号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（東伊豆町）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）を討

論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第79号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（河津町）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第80号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（南伊豆町）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第81号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（松崎町）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第82号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の一部変更について（西伊豆町）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第83号 下田市下水道事業の設置等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔 13 番 沢登英信君登壇 〕

○ 13 番（沢登英信君） 議第84号に反対の討論をさせていただきます。

再任用制度におきます勤務形態は、フルタイムのものが既にできているわけですが、これに伴って短時間の2種類の形態を提案されて、それが条例化されると、こういう内容であるわけではありますが、少子高齢化の中で年金との兼ね合いで、状況はやはり定年制が延ばされていくという方向が本筋であろうと思うわけです。

この内容も、実際に働いている職員の側からこのような制度をつくってくれということではなくて、むしろ働かせる側の、市当局の側の使いやすさといいますか、そういうものを主にして定めておくと。しかも、この短時間の対象者はしばらく出てこないだろうと、こういう状態の中で、屋上屋を重ねるような条例をつくっておく必要があるのかと。むしろ、市の職員、働いている人たちの勤務形態や、それらのものは公平であること、そして働きがいと給与に反映されると、こういうような仕組みこそ必要であって、職場の中にいろんな職種や差別を持ち込むというような物の考え方はやはり改めていって、誰が見てもわかりやすい賃金体系、内容にしていくということが私は必要ではないかと思うわけです。

この状態を見ますと、6時間にもかかわらず7時間45分までは残業代は出ませんよとか、細かな形の不都合もその中には……、失礼しました、残業代の上増しは出ませんよと、そう言いませんと正確じゃありませんけれども、そういう内容にもなっておりますし、ぜひこれは今必要のない条例であるという実態からいっても否決をすべきものであると、こういうぐあいに考えるものであります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔 賛成者起立 〕

- 議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第84号 下田市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

ここで15分休憩いたします。

午前 1 1 時 1 分休憩

-----

午前 1 1 時 1 6 分再開

- 議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第85号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第86号 下田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第87号 下田市立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）に反対の立場からの討論をさせていただきたいと思います。

この補正予算は、2億4,466万9,000円と人勸を含んだ内容でございますので、できましたら問題点のところの修正をしていきたいと、こう考えましたところでございますが、それができませんので、全体を含めた反対ということで討論をさせていただきます。

内容的には、予算書の34、35ページにございます防災対策費におきます防災監の採用150万6,000円の予算措置についてでございます。

委員会の経過を聞かせていただきますと、7月11日に静岡自衛隊協力本部の課長ほか2名が来庁されて、市長と当局者とお会いになったと。この静岡地方には、自衛官若年定年をして、防災アドバイザーを受けて防災監になるという対象者がいなかったと、なりたいという人がいなかったと。したがって、関東地方と言っていますが、恐らく南関東地方の自衛隊に要望を出したんではないかと思います。これは黒船祭のときに南関東地方の人たちが黒船祭

に参加させてほしいと、自衛隊をですね、こういう要請があったようなつながりの中ではないかと思うわけですが、7月25日に本人、お名前はわかりませんが、希望があるという連絡が当市にあったと。9月4日に面接をされたと。市長、副市長、それから統合政策課長、人事係だと。進士委員長の報告によりますと、この席には防災課長がいらなかったと。防災監であるにもかかわらず、防災担当の課長がこの面接にも出席をされていないと、こういう経緯をまず指摘をしておきたいと思うわけであります。そして、9月13日に採用決定を出したと、こういうことでございます。そして、9月13日以降、研修を受けて、11月5日、当事者の研修が終わったと。そして、来年の1月4日になるんでしょうか、1月から2月、3月、採用をするんだと、こういう経緯になっていようかと思います。

陸上自衛隊の方のようですので、二等陸佐以上の、役所で言えば課長以上といいますでしょうか、その職種の人であると。55歳、あるいは54歳で退職されて5年間の再任用だと、60歳までこの下田で勤めていただくことになるんだと、認定づきの採用であると、こういうことでございますが、確かに県庁におきましても自衛官のアドバイザーの方が採用されていると、こういうことの経過がありますので、この方をきっちりそういう能力を持っている方であると、きっちりと応募をして採用して働いていただくと、このシステムに乗らずに、自衛隊員であるというようなことのみでこの人を採用しているというこの経緯というのは、やはり問題ではないかと私は思うわけであります。再任用であるので面接でいいんだと、面接でいいから公募は要らないんだと、こういう論理には私はならないと思うわけであります。

なぜなら、自衛官だけではなく、消防署を退職した方、あるいは消防官、あるいは県の危機管理室、または県内でそういう仕事をされている方も、自衛隊の方もおられるでしょうし、そうでない方もおられると。こういうことから言えば、広く人材を公募するという仕組みをとるべきではないかと。これではまさに、市長が自衛隊経験者であるので、天下り先をこの下田に設けるんだと、こういう誤解がもしもせんけれども思いを払拭すると。注意に注意を重ねて、こういう職員は採用していかなければならないんじゃないかと思うわけです。

こういう形からまいりますと、やはりこれは大きな問題があると。しかも、今までの体制の中で、下田市の防災監はそれぞれの担当防災課長と兼ねてまいっております。この下田で育ち、下田で防災のことを研究し、そして市民のための計画をつくってそれを実行すると、こういう仕組みで来たわけですので、それを専門家である、この土地で恐らく土地勘のない方ではないかと思いますが、そういう方を迎えるには、迎えるだけの体制と、その人がきっちり仕事ができるような仕組みというのをつくってまいらなければならないと思うわけです。

ところが、防災の担当課長にも担当課にも議論がされていないと。議員にも、この議会前に150万6,000円の予算を措置したので可決してほしいと、これだけの説明しかない。こういう中でこれが通されていくというようなのは、議会としての審議を実質的に皆さんが放棄すると、こういうことにも私はなるんだろうと思うんです。議員としての誇り、そしてやるべき仕事からいって、これにきっちりとチェックを加えていくということが私は必要だろうと思うわけであります。

そして、最低限必要なことといたしますのは、もしこの方が大変すぐれた方で必要であると、再公募をしてこういう結論が出たら、この方を雇ったらいいかと思うわけですが、1月から3月までは交付税の対象になっていないと。何で1月から採用するのかと。この方が誕生日が1月2日だか幾日かで、防衛省は誕生日で定年が決まると。したがって、1月4日、すぐ自衛官を退任してから下田の防災監になるんだと、こういうことでありますので、これこそまさにご本人の都合によって市のほうの枠組みを1月から採用すると。役所のご案内のように、任期というのは4月から3月までというのが役所の任期で、当然十分議論を1月から3月まではして、どういう体制をつくるかというような仕組みを検討した上に、その人が仕事をしやすいような、防災監としての任務が果たせるような状態をつくってお迎えをすると、これが筋だと思うわけです。何で1月から3月までの予算措置をしなければならないのかと。4月から役所の任期に従って採用をしていただくと、これが市役所の本来の仕組みであります。その仕組みを変えてまで1月から採用しなければならない理由というのはどこにあるのか。私は何もないと。人脈以外ないと。こういうぐあいに、これこそまさに市長がやってはいけない、公をないがしろにする形の採用ではないかと、こう思うわけであります。

さらに、この方はそういう意味では、自衛官でいた間には資格がなかったという、市のほうで雇うと言えば資格が取れるから、その制度に乗っかるんだと、こういうことでございませうけれども、これも何か大きな疑問が出されてこようかと思うわけです。内閣府及び防衛省のほうの国家公務員のいわゆる天下りと言われているこの仕組みを、各自治体の中につくっていかうという意図があるのかなと、こういうことさえ感じざるを得ないと思うわけです。そこら辺の吟味も委員会としてきっちりされていずに、何ら問題なしと、こういう結論を委員会としては出したようでありまして、大変残念に思うわけであります。

そして、何よりも、先ほど言いましたように、防災の担当者もこの人の面接やこの人の話し合いにも参加をしていないと。しかも、役所の仕組みからいきますと、防災監というのは参事と同格で、課長の補佐をする人と、こういうことになるわけです。しかし、防災の組織

図からいきますと、防災対策本部が、本部長が市長、副市長、その実際的な実態を動かす方がこの防災監だと。したがって、何々課長さん、何々の調査してくださいよと、気象庁と連絡とってくださいよ、自衛隊と、あるいは海上保安庁と連絡とってくださいよと、こういう指示を出すのが防災監の本来の防災上、地域防災計画で定められている地位であります。したがって、そこら辺の精査も全くしていなくて、先に人ありきでこの方を採用すると、こういうことが歴然としていると思うわけです。

こういうものをぜひとも認めてはいけないう。必ずしも防災監が私は必要ないと言っているわけではありません。本当に防災監がどういう仕事をしていただいて、どういうわけで必要なのかということが、議員や市民にきっちりとわかるように説明をする責任というのは、当局に当然あるんだと思うんです。それをないがしろにして、予算さえ通せば雇えることができるんだと、これは状況がやはり違うんじゃないかと思うんです。特に面接で任期づきの採用の場合には、採用していいということになれば、一般の職員の採用以上に当局は身を正して、厳しくこの人を選んだことのよさといいますか妥当性ということの説明できるようにしていかなければならないと思うわけです。それらのものが全くなく、むしろ隠されて予算だけ通せばいいと、そうすれば自由にこの方をできるんだと、こういうようなことであっては、私はいけないうと思うわけであります。

そして、特に私は心配いたしますのは、役所の仕組みからいきますと、市長及び防災監ラインとこういうような形で、災害に対する情報、市に対する情報を扱う人ということにもなるわけです、防災監というのは。庁舎の問題が話題になっておりますが、まさにこのところの庁舎の内容ではなくて、庁舎の周りで情報操作がされているかのような事件が次々と、事象が次々と私は起きているんじゃないかと思うわけです。この防災監がそういうような情報に携わっていくようなまちになってしまったら、これはもう大変なまちになってしまふと。そういうことがきっちりと、そういうことにはならないんだという保証が得ることができなければ、この予算は私は認めてはいけないう内容だと思うわけです。

具体的には、開かれた市政、市議11人がつぶした下田新庁舎設計、1階では議会の権威なしとしたと、こんな文書が市内に巻かれておりますけれども、私が12月10日にいただいた文書の内容とほぼ一致するところがこのチラシの中に書かれているわけです。そして、この方はどうも私の推測するところ、市長の後援会の有力者だと、こういうことが明らかになってきているんじゃないでしょうか。まさに伊豆新聞報道、あるいはこのチラシの折り込み、あるいは区長会の発言、区長会が政治的な発言はしてはいけないうと、こういう仕組みの区長会

であるにもかかわらず、政治的な発言をなさると。そして、そのことを当局はとがめもしないと。こういう形で進められている中で、この防災監の方がきっちり何の仕事をしてもらうのかということの定めもなく、市長の配下として採用されるというようなことのあってはならないと思いますが、私はそら恐ろしさを感じざるを得ないと思うわけです。

ですから、これはきっちりと、この人がどういう組織形態の人として採用して、どういう仕事をしてもらうのかということの明確な説明が当局が見つからない現状では、通してはいけない予算であると、こう思うところであります。

以上です。

- 議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） これをもって討論を終わります。

ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第88号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第89号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第90号 平成30年度下田市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第91号 平成30年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第92号 平成30年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第93号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

次に、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）を討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第94号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおりこれを可決することと決定いたしました。

-----

発議第 8 号の上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（竹内清二君） 次は、日程により、発議第 8 号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

10番 土屋 忍君。

〔 10 番 土屋 忍君登壇 〕

- 10 番（土屋 忍君） 発議第 8 号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、難病医療費助成制度の改善を求める意見書を別紙により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものとする。

平成30年12月13日提出。

提出者、下田市議会議員、土屋 忍。

以下、敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員、小泉孝敬、同じく沢登英信、同じく大川敏雄、同じく進士濱美、同じく伊藤英雄、同じく橋本智洋。

提案理由。難病医療費助成制度の改善を求めるため。

難病医療費助成制度の改善を求める意見書。

2014年5月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、2015年1月から新たな難病医療費助成制度が施行されました。これによって難病医療費助成の対象となる疾病が大幅に拡大され、レセプト単位だった月額自己負担上限が患者単位になる等の改善がされましたが、一方で自己負担や認定基準などの引き上げも行われました。

この結果、厚生労働省は対象疾病の増加によって医療費助成を受ける患者数が78万人（2011年度）から150万人（2015年度）に倍増すると試算していましたが、2015年度末の患者数は94万人。医療費助成の総事業費は、1,820億円の試算に対して1,385億円です。

この背景には、難病対象者の未申請や認定基準の引き上げ等が考えられます。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」の第1条には、「難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする」と定められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されることを求めます。

記。

１．患者数を理由にした対象疾患外しを行わないこと。

２．下記事項について2014年12月以前の取扱いに戻すこと。

（１）市町村民税非課税者、重症患者の自己負担をなくすこと。

（２）調剤薬局の薬代や訪問看護費の自己負担をなくすこと。

（３）入院時食費の給付外しをやめ、自己負担限度額に含めること。

（４）早期からの治療が重要であり、指定難病の医療費助成について重症度分類による選別（いわゆる「軽度者」の対象除外）をやめ、軽度者を含めた全ての指定難病患者を医療費助成の対象とすること。

３．月額自己負担上限は患者単位とし、限度額を2014年12月以前の基準に引き下げること。

４．難病医療費助成（小児慢性特定疾患を含む）にあたって必要な臨床調査個人票（診断書）の料金を補填する制度を創設し、新規認定及び更新認定時に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月13日、静岡県下田市議会。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

発議第８号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

発議第８号についての質疑は終わりました。

提出者は自席へお戻りください。お疲れさまでございます。

次に、発議第８号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出について、お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（竹内清二君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第8号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

- 
- 議長（竹内清二君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成30年12月下田市議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでございました。

午前11時46分閉会